

小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会（第1回） 議事要旨

日時：平成27年12月7日 14:00～15:35

場所：合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室

1. 議事

- (1) 協議会開催趣旨、運営、今後のスケジュールについて説明
- (2) 各府省庁における取組について報告
- (3) 意見交換

2. 松永内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（内政担当）付）より冒頭挨拶

- 小型無人機の安全な飛行の確保と利用促進等に向けた検討については、平成26年4月24日に設置した関係省庁連絡会議において基本的な飛行のルールのあり方等について検討を進め、異例のスピードで航空法を制定し、12月10日には航空法の一部改正法が施行されることとなり、諸外国の法規制と比較しても同等程度の措置がなされるようになったと認識。
- これからは、安全な飛行の確保を万全にしつつ、新産業の創出や国民生活の質の向上の観点にも配慮してバランスのとれた議論を行っていくことが必要。
- 小型無人機は「空の産業革命」とも言われる新たな可能性を有する技術であり、技術は日々進歩し、ビジネスも急速に展開していくことが予想される。
- 11月5日に開催された「未来投資に向けた官民対話」においても、安倍総理から、「早ければ3年以内に、ドローンを使った荷物配送を可能とすることを目指す」との方針が示されたことも踏まえ、今後は幅広い関係者の皆様の知見を結集し、更なる安全確保に向けた具体的な制度のあり方や利用促進、技術開発等の諸課題について継続的に協議を進めるため、本協議会を設立した。
- これまでとは異なった手法で進めていくことになるため、皆様のご協力を得ながら検討を進めてまいりたい。

3. 内閣府より「特区における近未来実証の動きについて」を説明

4. 総務省より「ロボット（ドローン等）における電波利用の高度化について」を説明

5. 農林水産省より「農林水産分野における無人航空機の利用の促進に関する取組について」説明

6. 経済産業省より「無人航空機の所有者把握に関する取組」、「福島ロボットテストフィールドの活用について」を説明
7. 国土交通省より「無人航空機に関する安全ルール整備の状況と今後の検討の方向性」、「物流における無人航空機の活用に向けた取組状況」、「公共測量における小型無人機の利用検討について」を説明。
8. 民間団体等からの意見の概要（順不同）
 - 将来的な利活用においては無人航空機の航空・交通管理も必要になってくるため、そのような将来に向けた長期的な技術開発や制度整備のロードマップを作り、国全体として取り組んでいくべき。
 - 完全自律飛行だからこそ確保できる安全もあり、そのような最先端の技術や取組も踏まえて検討を進めるべき。
 - 有人航空機の安全確保（特にドクターヘリや防災ヘリ）のための無人航空機の運航に関するルール整備が必要ではないか。
 - 民間団体で実施している安全確保のための自主的取組を行っているが、効果が限定的であるので政府として共通ルールを策定していただきたい。
 - 無人航空機の操縦者やインストラクターについて、資格制度の検討が必要ではないか。
 - 欧米は無人航空機の操縦者や機体に関する制度整備で先行しており、日本も検討を急ぎ、国際標準の策定に出遅れないようにすべき。
 - 無人航空機の製造者と運用者の責任分担のあり方について検討が必要。
 - 規制対象の検討に当たっては、産業用だけでなく趣味用の模型飛行機もあること等を踏まえ、機体の重さだけでなく、機能や使用目的なども考慮すべきでないか。
 - 無人航空機が利用可能な電波の領域の拡大等を適切に進められたい。また、ビジネスで無人航空機を使用する場合、上空において既存の携帯電話のネットワークを利用したいとのニーズも大きい。
 - 諸外国においては、安全確保を重視しつつも、国際的な競争確保によって、無人航空機のビジネスを育成していくという大きな視点を持っている。日本としても、同様の視点を明確にすべき。
 - 改正航空法により整備された許可・承認制度に係る手続については柔軟な運用を行うようにしてほしい。
 - 今後の更なるルールの検討に当たっては、民間事業者の声に十分配慮し、無人航空機の利活用を妨げるような過度な規制は避けられたい。

- 機体の安全性等については、有人機の場合には耐空証明があるように一定のルール（機体の認証制度等）を策定する必要があるのではないか。
- 各研究機関が連携して技術開発を進めるためにも、将来に向けた技術開発や制度整備等に関する包括的なロードマップを策定し、当該ロードマップに合わせた制度設計をしてほしい。

9. 次回の予定等

- 会議の資料は公表することとする。
- 第2回は平成28年2月頃開催予定。